

## 広島県せとうち海援隊支援事業実施に関する契約書

広島県せとうち海援隊支援事業実施団体（以下「せとうち海援隊」という。）、〇〇市町長及び広島県知事は、瀬戸内海沿岸における清掃・美化、生物調査その他瀬戸内海の環境の保全に資するボランティア活動（以下「環境保全活動」という。）に関する契約を次のとおり締結した。

（対象区域）

第1条 この契約に基づく対象区域は次のとおりとする。

所在地

海浜名

（せとうち海援隊の役割）

第2条 せとうち海援隊は、対象区域の海浜について環境保全活動を行い、海浜を清潔で良好な状態にしておくよう努めるものとする。

（広島県知事及び市町長の役割）

第3条 広島県知事及び市長又は町長は、せとうち海援隊の活動について綿密な連携を持ち積極的に協力するものとする。

（作業の安全）

第4条 せとうち海援隊は、環境保全活動を行うに当っては、法令を守り、自己の責任において活動を行い、けが等をしないように安全に十分注意するものとする。

（ごみの処分）

第5条 せとうち海援隊は、市長又は町長が定める分別方法に従って、回収したごみ等を適正に分別処理するものとする。

（市町の協力）

第6条 市長又は町長は、せとうち海援隊の回収したごみ等の処分等に協力するものとする。

（活動方針）

第7条 せとうち海援隊は、毎年計画的に活動を実施するものとする。

（活動実施計画）

第8条 せとうち海援隊は、毎年2月末日までに、翌年度の活動実施計画書を、別に定める様式により、市長又は町長を通じ広島県知事に提出するものとする。ただし、初年度においては、せとうち海援隊認定申請書に添付された活動実施計画書を本条の活動実施計画書とみなす。

（活動実績報告）

第9条 せとうち海援隊は、毎年5月末日までに、その前年度分の活動実績を、別に定める様式により、市長又は町長を通じ広島県知事に報告するものとする。

（保険）

第10条 せとうち海援隊は、広島県知事の指定する傷害保険及び賠償責任保険に加入するものとし、保険料は、広島県の予算の範囲内において広島県知事が負担する。ただし、他の保険の適用を受ける団体は除く。

(事故等の報告)

第11条 セとうち海援隊は、活動中に事故等が起こったときは、直ちに広島県知事及び市長又は町長等に連絡するとともに、別に定める手続きにより、市長又は町長を通じ広島県知事に報告するものとする。

(契約の解除)

第12条 広島県知事は、セとうち海援隊が契約の解除を申し出たとき、セとうち海援隊が各条に掲げる役割を履行していないと認められるとき、又はセとうち海援隊としてふさわしくないと認められるときは、認定を取り消し、契約を解除するものとする。

(疑義の解決)

第13条 この契約について疑義が生じたときは、セとうち海援隊、市長又は町長及び広島県知事が協議の上解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、セとうち海援隊、〇〇市町長、広島県知事が記名・押印をして、各自その1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

セとうち海援隊  
団体名

代表者住所

代表者氏名

印

〇〇市町長

印

広島県知事

印